

令和8年第2回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第21号

佐伯市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の制定について (議案書5ページ)

インターネットの普及により、誰もがあらゆる場所で世界とつながり、様々な情報を瞬時に入手することが可能となった一方、匿名性や不特定多数性等、その特性に由来する誤った情報や嫌がらせによる風評被害、他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシー侵害等が容易に行われ、いじめの温床となる等の問題が深刻化している。また、インターネット上に発信された情報は、その拡散の容易さから、たとえその情報が消去されたとしても、完全に消去することは難しいという特性がある等、深刻な社会問題となっている。

このような中、本市では、市民アンケートや中学生・高校生アンケートを実施し、その結果、インターネットの誹謗中傷に関する市民の関心が高いことや、中学生・高校生のアンケート回答者の1割程度が実際にインターネット上で誹謗中傷を受けたことがあるという実態を把握することができた。

これらのことから、インターネットリテラシー^(※)の啓発活動を促進し、相談支援体制を整備することで、誹謗中傷等による人権侵害のない佐伯市を目指すため、新たに条例を制定しようとするものである。

(※) 「インターネットリテラシー」とは、インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、正しい情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

＜条例の主な内容＞

(1) 目的(第1条関係)

「この条例は、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害を防止し、市民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、市の責務並びに市民及び議会の役割並びに施策の基本的な事項を定め、及び推進することを目的とする」旨を定める。

(2) 市の責務(第3条関係)

「市は、被害者及び行為者(誹謗中傷等を行った者)を発生させないための施策を実施する責務を有する」旨を定める。

(3) 市民の役割(第4条関係)

「市民は、自らが行為者になることがないよう、インターネットリテラシーの向上に努め、被害者の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深めるよう努める」旨を定める。

(4) 議会の役割(第5条関係)

「議会及び議員は、この条例の趣旨を理解し、市民の模範となる行動に努める」旨を定める。

(5) 基本的施策（第7条関係）

「市は、市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策や被害者の心理的負担の軽減を含めた相談支援体制の整備などを継続的に実施する」旨を定める。

(6) 適用上の注意（第8条関係）

「市は、この条例の規定の適用に当たっては、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮する」旨を定める。

(7) 施行期日

公布の日

(担当課：総務課)

議案第22号

佐伯市行政手続条例の一部改正について

(議案書7ページ)

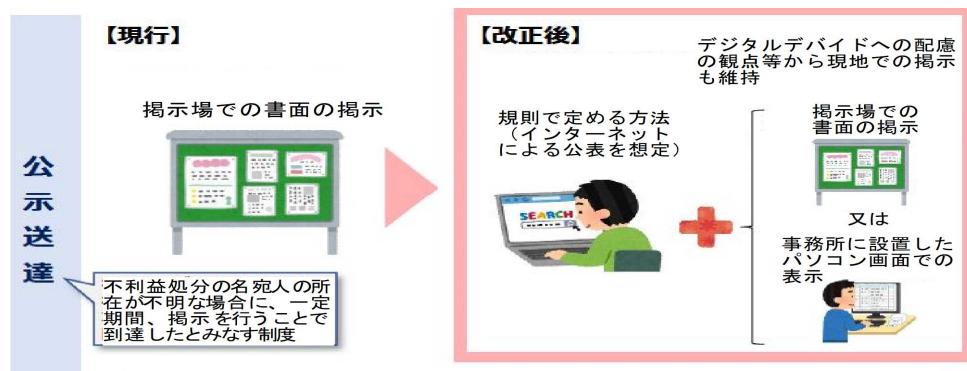
行政手続法の一部改正により、不利益処分（行政庁が特定の者に対して行う、義務を課し、又は権利を制限する処分）の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う「公示送達」について、その実施方法の見直しがなされたことに伴い、同法の規定の趣旨にのっとり定めている「佐伯市行政手続条例」においても、同法と同様の見直しを行おうとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 公示送達の方法の見直し

行政庁が不利益処分を行うときは、事前にその名宛人となるべき者に意見陳述の機会を設け、その旨を通知しなければならないが、当該名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、公示送達をもってその通知に代えることができるようになっている。

この公示送達は、現行では、市の掲示場に紙を掲示する方法により行っているが、これを、デジタル技術を活用したインターネットを利用する方法に改め、現行の紙の掲示又は市の事務所に設置したパソコン画面等への表示のいずれかの方法も併せて行うこととする（第15条第3項改正関係及び同条第4項追加関係）。



＜デジタル庁作成資料を活用して作成＞

(2) 施行期日

令和8年5月21日

(担当課：総務課)

議案第 23 号

佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について (議案書 9 ページ)

人事院勧告に鑑み、自動車通勤をしている職員が負担している駐車場料金の一部を通勤手当として支給しようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 駐車場料金に係る通勤手当の新設

自動車通勤をしている職員（原則として、通勤距離が片道 2 km 以上の者に限る。）が負担している駐車場料金について、月額 1,000 円を上限として通勤手当を支給する（第 15 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 3 号改正関係）。

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(担当課：総務課)

議案第 24 号

佐伯市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について (議案書 10 ページ)

大分県人事委員会の勧告等に鑑み、一般職の常勤職員の例により、会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の上限を改定しようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合の上限の改定

令和 8 年度以降に支給する会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について、次の表のとおり、支給割合の上限を引き上げる（第 2 条第 9 項及び第 10 項並びに第 4 条第 4 項及び第 5 項改正関係）。

手当区分	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)-(A)
期末手当	6 月期	1.250 月	1.2625 月	0.0125 月
	12 月期	1.250 月	1.2625 月	0.0125 月
	計	2.500 月	2.5250 月	0.0250 月
勤勉手当	6 月期	1.050 月	1.0625 月	0.0125 月
	12 月期	1.050 月	1.0625 月	0.0125 月
	計	2.100 月	2.1250 月	0.0250 月

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(担当課：総務課)

議案第 25 号

佐伯市行政組織条例の一部改正について (議案書 11 ページ)

令和 8 年度の組織改編に伴い、地方自治法第 158 条第 1 項後段の規定により市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について定めた「佐伯市行政組織条例」を改めるとともに、関係条例において引用する部課の名称を改めようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 佐伯市行政組織条例の改正

- ア 来庁される市民の方々にとって分かりやすい部の名称とするため、「観光ブランド推進部」を「商工観光部」に改める（第 1 条改正関係）。
- イ 総務部において、職員体制の強化及び府内での事業推進強化を図るため、観光ブランド推進部の事務分掌のうち「国際交流」に関する事務を総務部に移管する（第 2 条第 1 号及び第 4 号改正関係）。

(2) 関係条例の改正

上記（1）の改正を始めとした令和 8 年度の組織改編に伴い、次のとおり、関係条例において引用する部課の名称を改める（附則第 2 項から第 6 項まで関係）。

附則の項番号	条例名（条項番号）	改正前	改正後
第 2 項	佐伯市土地改良事業に伴う換地処分等の評価委員会及び換地委員会条例（第 8 条）	農政課	農林水産工務課
第 3 項	佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例（第 13 条）	観光ブランド推進部	商工観光部
第 4 項	佐伯市食育推進会議条例（第 8 条）	観光ブランド推進部	商工観光部
第 5 項	佐伯市商工業振興計画策定委員会条例（第 7 条）	観光ブランド推進部	商工観光部
第 6 項	佐伯市城下町観光交流館条例（第 4 条第 2 項）	観光ブランド推進部 観光・国際交流課長	商工観光部 観光課長

(3) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

（担当課：行政マネジメント課）

議案第 26 号

佐伯市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

(議案書 13 ページ)

消防団員の定数を実態に応じて見直そうとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 消防団員の定数の見直し

消防団員の定数について、現在の実員数と条例定数に開きがあることから、次のとおり、実態に応じた人数に改める（第 2 条改正関係）。

改正前	改正後	減員数
1,880 人	1,450 人	△430 人
【参考】令和 8 年 2 月 1 日現在の実員数：1,406 人		

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：消防総務課)

議案第 27 号

佐伯市火災予防条例の一部改正について (議案書 14 ページ)

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「基準省令」という。）」等の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準等を定めるほか、火災予防上必要な規定の整備をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) サウナ設備に係る規定の整備

近年のサウナブームにより、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバ렐（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加しているが、現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を定める必要が生じている。

こうした背景を踏まえ、今般、基準省令等が改正されたことに伴い、本条例を次のとおり改める。



＜消防庁作成資料から引用＞

ア テント型サウナ室又はバ렐型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものを「簡易サウナ設備」として定義する（改正後の第 7 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分追加関係）。

イ 簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度（100°C）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととする（改正後の第 7 条の 2 第 1 項第 1 号追加関係）。

ウ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとする。ただし、薪を熱源とするものにあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができる（改正後の第 7 条の 2 第 1 項第 2 号追加関係）。

エ 簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備）を一般サウナ設備として定義する（改正後の第 7 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分改正関係）。

オ 簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に消防長への届出を要することとする（第 44 条第 6 号の 2 追加関係）。

(2) 住宅における火災の予防の推進に係る規定の整備

令和6年1月1日に発生した輪島市大規模火災を受け、国において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、住宅火災の予防施策として本市が普及促進を図るものに、地震が発生した際に揺れを感じし、自動的にブレーカーを落として電気を止める機器である「感震ブレーカー」を加える（第29条の7第1項第1号改正関係）。

(3) 施行期日

令和8年3月31日

(担当課：予防課)

議案第 28 号

佐伯市過疎地域持続的発展計画の変更について (議案書 16 ページ)

佐伯市過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度まで）（以下「現計画」という。）の計画期間が、令和 7 年度末で終了するため、令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする計画（以下「新計画」という。）に変更することについて、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(1) 新計画の記載事項

項目	内容
1 基本的な事項	①佐伯市の概況 ②人口及び産業の推移と動向 ③行財政の状況 ④地域の持続的発展の基本方針 ⑤地域の持続的発展のための基本目標 ⑥計画の達成状況の評価に関する事項 ⑦計画期間 ⑧公共施設等総合管理計画等との整合
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	①現況と問題点 ②その対策（目標指標） ③事業計画 ④公共施設等総合管理計画等との整合
3 産業の振興	①現況と問題点 ②その対策（目標指標） ③事業計画 ④産業振興促進事項 ^(※) ⑤公共施設等総合管理計画等との整合
4 地域における情報化	①現況と問題点
5 交通施設の整備、交通手段の確保	②その対策（目標指標）
6 生活環境の整備	③事業計画
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	④公共施設等総合管理計画等との整合
8 医療の確保	
9 教育の振興	
10 集落の整備	
11 地域文化の振興等	
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項（自然環境の保全及び再生）	

(※) 「3 産業の振興」の「④産業振興促進事項」については、この記載が、国税（所得税・法人税）の減価償却の特例及び地方税（本市においては固定資産税）の減収補填措置の適用条件となる。

(2) 計画変更に当たっての基本的な考え方

ア 県方針及び市の各種計画との整合

計画変更に当たっては、大分県が定めた過疎地域持続的発展方針に基づくとともに、本市の第2次佐伯市総合計画、第3期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略、佐伯市公共施設等総合管理計画などの各種計画との整合を図るため、必要に応じ、時点修正を行った。

イ 持続的発展に資する事業を計上

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の趣旨は、単に市町村の財政運営を支援するものではなく、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指すものである。この趣旨に鑑み、事業の計上に当たっては、過疎対策事業債の充当の有無にかかわらず、過疎地域の持続的発展に資する事業について計上している。

ウ 新計画の達成状況の評価に関する事項

新計画の達成状況の評価については、現計画と同様に、「毎年度、市長において検証を実施し、議会に報告すること」としている。

(3) 地域の持続的発展のための基本目標について

地域の持続的発展のための基本目標については、総務省から「人口」について必須目標とされており、「社会増減」についてもその記載を要請されている。

新計画では、次のとおり基本目標を設定した。

人口	社会増減
<u>令和12年度末の本市の人口を56,701人とする。</u>	<u>令和12年の本市の人口の社会減を27人とする。</u>

(担当課：政策企画課)

議案第 29 号

大入島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (議案書 17 ページ)

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項及び第5項の規定により、「この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない」こととされている。

令和 8 年度以降に実施予定の事業に対して辺地対策事業債を充当する予定であることから、総合整備計画を策定する必要が生じたため、「大入島辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

公共的施設の整備計画の計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間であり、整備計画の内容は「コミュニティバス運行車両の整備」及び「診療の用に供するため必要な備品の更新」である。

＜コミュニティバス運行車両の整備の概要＞

(1) 事業の目的

大入島は、交通空白地域であるため市営のコミュニティバスを運行し、住民の生活に必要な交通手段を確保する必要がある。コミュニティバスを運行するために必要な運行車両を整備する。

(2) 事業の内容

令和 8 年度

コミュニティバス運行車両の購入 1 台

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	県補助金	辺地対策事業債	一般財源
5,648	1,500	4,100	48

※辺地対策事業債（充当率 100% 交付税措置率 80%）

＜診療の用に供するため必要な備品の更新の概要＞

(1) 事業の目的

大入島診療所は、昭和 63 年に設置され、地域の医療サービスの提供を行っている。島内の医療環境を維持するためにも、耐用年数を超過した医療機器等の更新を行う必要がある。

(2) 事業の内容

令和 8 年度～令和 12 年度

心電計、上部内視鏡検査装置及びデジタル画像支援システムの購入

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	県補助金	辺地対策事業債	一般財源
15,475	3,868	11,500	107

※辺地対策事業債（充当率 100% 交付税措置率 80%）

(担当課：政策企画課)

議案第 30 号

黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(議案書 20 ページ)

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項において準用する同条第1項及び第5項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとする場合は、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。

本議案は、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画（計画期間：令和4年度から令和8年度まで）の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 計画の変更内容

「林道船河内2号線の整備」に係る事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を変更する。

(2) 計画の変更理由

国の林道規程の改正により、最大勾配が変更されたことに伴い、設計変更を実施した結果、事業費が増額となった。

(3) 事業費及び財源内訳の変更内容

(単位：千円)

項目	事業費	財源内訳		
		県補助金	辺地対策事業債	一般財源
① 変更前	188,350	125,895	62,000	455
② 変更後	193,628	129,657	63,600	371
③ 今回計上額 (③=②-①)	5,278	3,762	1,600	△84

※辺地対策事業債（充当率 100% 交付税措置率 80%）

(担当課：政策企画課)

議案第 31 号

因尾辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (議案書 23 ページ)

議案第 30 号と同様に、因尾辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、「楯ヶ城トンネル非常用設備の改修」の追加であり、その事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を計上する。

＜楯ヶ城トンネル非常用設備の改修の概要＞

(1) 事業の目的

楯ヶ城トンネルは、佐伯市本匠地区と臼杵市野津地区を結ぶ林道戸屋平宇曽河内線の市境にあり、平成 9 年 9 月に完成したトンネルである。平成 14 年 2 月 8 日に臼杵市と締結した管理協定に基づき、臼杵市が管理をし、林道施設の点検・修繕等の費用の 50% を双方で負担している。

完成から 28 年が経過し非常用設備に誤作動が発生しており、通行車両の安全確保のため早急に設備の改修を行う必要がある。

(2) 事業の内容

令和 8 年度～令和 10 年度

楯ヶ城トンネル維持補修工事 一式

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費 (負担金)	財源内訳	
	辺地対策事業債	一般財源
75,000	75,000	0

※辺地対策事業債（充当率 100% 交付税措置率 80%）

(担当課：政策企画課)

議案第 32 号

南田原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (議案書 26 ページ)

議案第 30 号と同様に、南田原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、「桑峠橋長寿命化」の追加であり、その事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を計上する。

＜桑峠橋長寿命化の概要＞

(1) 事業の目的

本地域にある市道桑の原藤河内線の桑峠橋は、昭和 35 年度に整備した橋梁である。整備後約 64 年が経過し、老朽化が著しいため、補修により長寿命化を図る必要がある。

(2) 事業の内容

令和 8 年度

橋梁補修工事 一式

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	国庫補助金	辺地対策事業債	一般財源
3,120	1,765	1,300	55

※辺地対策事業債（充当率 100% 交付税措置率 80%）

(担当課：政策企画課)

議案第 33 号

木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(議案書 29 ページ)

議案第 30 号と同様に、木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、「小型動力ポンプ付積載車の整備」の追加であり、その事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を計上する。

＜小型動力ポンプ付積載車の整備の概要＞

(1) 事業の目的

現在所有している小型動力ポンプ付積載車は、平成 17 年 11 月に配備し、消防活動を担ってきたが、配備後 20 年が経過し、老朽化が著しいため整備する必要がある。

(2) 事業の内容

令和 8 年度

小型動力ポンプ付積載車（普通自動車）の購入 1 台

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	辺地対策事業債	一般財源
11,798	11,700	98

※辺地対策事業債（充当率 100% 交付税措置率 80%）

(担当課：政策企画課)

議案第 34 号

丹賀梶寄辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (議案書 33 ページ)

議案第 29 号と同様に、丹賀梶寄辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるとするものである。

公共的施設の整備計画の計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間であり、整備計画の内容は「診療の用に供するために必要な器具及び備品の更新」及び「漁業集落環境整備事業」である。

＜診療の用に供するために必要な器具及び備品の更新の概要＞

(1) 事業の目的

丹賀診療所は、昭和 62 年に設置され、地域の医療サービスの提供を行っている。地域内の医療環境を維持するためにも、耐用年数を超過した設備や医療機器等の更新を行う必要がある。

(2) 事業の内容

令和 8 年度～令和 12 年度

A E D、レセプトコンピュータ、自動分割分包機、X 線撮影装置、内視鏡システム及び内視鏡洗浄消毒装置の購入並びに L E D 照明取付一式

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	県補助金	辺地対策事業債	一般財源
27,815	6,349	21,100	366

※辺地対策事業債（充当率 100% 交付税措置率 80%）

＜漁業集落環境整備事業の概要＞

(1) 事業の目的

鶴見梶寄地区漁業集落排水処理施設は、供用開始から 33 年が経過しており、老朽化等による処理能力の低下が懸念され、当該処理区域の環境衛生に悪影響を及ぼしかねない。当該処理区域の環境衛生を維持するとともに、漁港及びその周辺の公共用水域の水質の保全等に資するため、施設の整備を行い、長寿命化を図る必要がある。

(2) 事業の内容

令和 8 年度～令和 9 年度

漁集梶寄浦地区中継ポンプ機能保全（電気・機械）工事、マンホール蓋機能保全工事及び中継ポンプ機能保全（機械）工事 一式

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳			
	県補助金	下水道事業債	辺地対策事業債	一般財源
17,860	8,000	4,400	4,400	1,060

※下水道事業債（充当率 50% 交付税措置率 44%）

※辺地対策事業債（充当率 50% 交付税措置率 80%）

(担当課：政策企画課)

議案第 35 号

大分市及び佐伯市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

(議案書 36 ページ)

人口減少・少子高齢社会にあっても、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携することで、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する国の「連携中枢都市圏構想」に基づき、大分市は、近隣の 7 市町（別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市及び日出町）と連携協約を締結し、大分都市圏を形成している。

今回、本市もこの大分都市圏へ加入するため、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により、大分市と本市で連携協約を締結することに關し協議したいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

＜連携協約の主な内容＞

(1) 目的

圏域における連携中枢都市圏構想を推進するに当たり、大分市と本市がそれぞれ役割を分担して、圏域の経済を活性化し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができる大分都市圏を形成する（第 1 条関係）。

(2) 基本方針

大分市及び本市は、上記（1）の目的を達成するため、下記（3）の事務において、相互に役割を分担して連携を図る（第 2 条関係）。

(3) 連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担

大分市及び本市が相互に役割を分担して連携を図る事務について、その取組内容及び役割分担を定める（第 3 条及び別表関係）。

(4) 費用分担

上記（3）の事務を処理するために要する費用の分担については、大分市及び本市が協議して別に定める（第 4 条関係）。

(5) 協議

大分市及び本市の長は、連絡調整を図るため、毎年度協議を行う（第 5 条関係）。

(6) 連携協約の変更及び廃止

本連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、大分市及び本市は議会の議決を経て協議する（第 6 条関係）。

（担当課：政策企画課）

議案第 36 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

(議案書 41 ページ)

議案第 35 号の概要に記載のとおり、本市が大分都市圏へ加入するに当たり、大分都市圏の取組の一つである「公共施設の相互利用の促進」に本市も参加するため、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、本市の公の施設の一部を、大分都市圏を形成する他の市町の住民の利用に供しようとするに關し協議したいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるとするものである。

＜主な協議の内容＞

(1) 利用に供する他の市町

大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市及び日出町

(2) 利用に供する本市の公の施設

45 施設（さいき城山桜ホール、佐伯市立佐伯図書館、佐伯市総合運動公園、各スポーツ公園、各体育館、各グラウンド、各 B & G 海洋センター、佐伯市保健福祉総合センター和楽など）

(3) 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

(4) 経費の負担

本市が負担する。

(担当課：政策企画課)

議案第 37 号

他の普通地方公共団体の公の施設を佐伯市の住民の利用に供させることに関する協議について

(議案書 44 ページ)

議案第 36 号と同様に、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、大分都市圏を形成する他の市町の公の施設の一部を、本市の住民の利用に供させることに關し協議したいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるとするものである。

＜主な協議の内容＞

(1) 利用に供させる公の施設を設置する他の市町

大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市及び日出町

(2) 利用に供させる他の市町の公の施設

大分市	別府市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後大野市	由布市	日出町
50 施設	32 施設	14 施設	5 施設	12 施設	28 施設	21 施設	18 施設

(3) 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

(4) 経費の負担

公の施設を設置した市町が負担する。

(担当課：政策企画課)

議案第 38 号

佐伯市佐伯駅周辺観光施設条例の制定について

(議案書 53 ページ)

令和 7 年 9 月定例会に提出した「令和 6 年度佐伯市各会計決算の認定」に係る監査委員の意見書において、「佐伯市レンタサイクル貸出事業について、業務委託契約書において E バイク使用料を受託者の収入とする旨の約定は、本市が保有する E バイク使用料債権を本市が放棄する意味と解され、当該債権放棄は関連法令に準拠していないと判断せざるを得ない。また、物品使用貸借契約における E バイクの事業者への無償貸付けは、本市所有の財産の管理において関連法令に準拠していないと判断せざるを得ない。」旨の指摘を受けた。

のことから、当該指摘事項の改善を図るため、E バイク等の自転車を指定管理施設の備品として定め、指定管理者による利用の許可及び利用料金の收受ができるようすることを始め、観光案内所や駅前駐車場等を佐伯駅周辺観光施設として整理し、指定管理者による一体的な管理が可能となるよう、新たに条例を制定しようとするものである。

<条例の主な内容>

(1) 設置の目的

佐伯駅周辺観光施設の設置の目的を、「地域の観光に関する情報を広く紹介することにより観光の振興を図るとともに、市内外の自動車及び自転車の利用者の利便を図ることとする」こととする（第 1 条関係）。

(2) 構成施設

佐伯駅周辺観光施設の構成は、次のとおりとする（第 2 条関係）。

- ア 佐伯市観光案内所
- イ 自転車格納庫及び貸出自転車
- ウ 駐輪場
- エ 佐伯サイクルステーション
- オ 佐伯市営駅前駐車場
- カ 佐伯市営駅前第 2 駐車場

(3) 管理

佐伯駅周辺観光施設は、市長が管理する。ただし、佐伯駅周辺観光施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に行わせることができるとする（第 3 条及び第 16 条関係）。

(4) 開所時間

佐伯駅周辺観光施設の開所時間は、次のとおりとする（第 4 条関係）。

区分	開所時間等
佐伯市観光案内所	午前 9 時～午後 6 時
自転車格納庫及び貸出自転車	午前 9 時～午後 5 時 30 分
佐伯サイクルステーション	午前 5 時 30 分～午後 11 時
駐輪場	24 時間
佐伯市営駅前駐車場	
佐伯市営駅前第 2 駐車場	

(5) 休所日

佐伯駅周辺観光施設の休所日は、次のとおりとする（第5条関係）。

区分	休所日
佐伯市観光案内所	12月30日～翌年1月3日
自転車格納庫及び貸出自転車	
駐輪場	なし
佐伯サイクルステーション	
佐伯市営駅前駐車場	
佐伯市営駅前第2駐車場	

(6) 利用の手続

佐伯駅周辺観光施設の利用の手続は、次のとおりとする（第6条及び第16条後段関係）。

区分	利用の手続
貸出自転車	市長又は指定管理者の許可
佐伯市営駅前第2駐車場	
佐伯市営駅前駐車場	駐車券の交付（自動）
佐伯市観光案内所	自由利用
駐輪場	
佐伯サイクルステーション	

(7) 使用料等

佐伯駅周辺観光施設の使用料（又は利用料金）を徴収する施設及びその使用料（又は利用料金の上限）の額を、別表（議案書の57ページ及び58ページ）に記載のとおりとする（第10条、第19条及び別表関係）。

(8) 「佐伯市営駐車場条例」の改正

佐伯市営駐車場条例に定めている「佐伯市営駅前駐車場」及び「佐伯市営駅前第2駐車場」を「佐伯駅周辺観光施設」に移行するため、これらの駐車場の規定を削除する（附則第3項関係）。

(9) 施行期日

令和9年4月1日（指定管理者の指定等の準備行為は、公布の日）

（担当課：観光・国際交流課）

議案第 39 号

佐伯市道の駅やよい条例等の一部改正について (議案書 59 ページ)

議案第 38 号の概要に記載の監査委員からの指摘事項に係る「佐伯市レンタサイクル貸出事業」と同様の事業を行っている佐伯市道の駅やよい、佐伯市道の駅かまえ及び佐伯市うめキャンプ村においても、議案第 38 号と同様に、当該指摘事項の改善を図るため、E バイク等の自転車を指定管理施設の備品として定め、指定管理者による利用の許可及び利用料金の收受ができるようにするほか、これらの施設に加え、既に自転車を備品として定めている高平キャンプ場についても、同基準の利用料金の額に改定しようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 佐伯市道の駅やよい条例の一部改正 (第 1 条関係)

ア 指定管理者の業務の追加

佐伯市道の駅やよいの指定管理者が行う業務に、E バイク等の自転車の利用の許可を追加する (第 4 条第 1 号改正関係)。

イ 利用料金の追加

佐伯市道の駅やよいに配備する E バイク等の自転車の利用料金を、次のとおり新たに定める (別表第 2 改正関係)。

名称	区分		利用料金 (1 日当たり)
電動アシスト自転車 (E バイク)	小学生以下	4 時間未満	1,000 円
		4 時間以上	2,000 円
	中学生以上	4 時間未満	2,000 円
		4 時間以上	4,000 円
上記以外の自転車	小学生以下	4 時間未満	500 円
		4 時間以上	1,000 円
	中学生以上	4 時間未満	1,000 円
		4 時間以上	2,000 円

(2) 佐伯市道の駅かまえ条例の一部改正 (第 2 条関係)

上記 (1) と同様の措置を講ずる (第 4 条第 2 号及び別表第 2 改正関係)。

(3) 佐伯市高平キャンプ場条例の一部改正 (第 3 条関係)

上記 (1) イと同様の措置を講ずる (別表改正関係)。

(4) 佐伯市うめキャンプ村条例の一部改正 (第 4 条関係)

上記 (1) と同様の措置を講ずる (第 4 条第 1 号及び別表第 2 改正関係)。

(5) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日 (市長による利用料金の承認は、公布の日)

(担当課：観光・国際交流課)

議案第 40 号

佐伯市マリンハウス海人夏館条例の一部改正について (議案書 63 ページ)

マリンハウス海人夏館を観光施設として管理するため、当該施設の管理を教育委員会から市長に移管するとともに、当該施設に指定管理者制度を導入し、隣接する大入島食彩館と併せて指定管理者が管理できるようにするため、規定の整備をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 設置目的の変更

マリンハウス海人夏館を観光施設として設置及び管理を行うため、設置目的を次のとおり改める（第 1 条改正関係）。

設置目的（改正前）	設置目的（改正後）
本市は、佐伯市大入島地区の活性化及び住民福祉の増進を <u>図り、併せて社会教育の推進に資する</u> ため、マリンハウス海人夏館を設置する。	本市は、佐伯市大入島地区の活性化及び住民福祉の増進を <u>図る</u> ため、マリンハウス海人夏館を設置する。

(2) 管理の移管

マリンハウス海人夏館の管理を教育委員会から市長に移管するため、当該施設を市長が管理する旨を明文化する（改正後の第 3 条追加関係）。

(3) 休館日の変更

隣接する大入島食彩館とマリンハウス海人夏館とを併せて指定管理者が管理できるようにするため、マリンハウス海人夏館の休館日を次のとおり大入島食彩館の休館日に合わせる（改正後の第 4 条第 1 号改正関係）。

改正前	改正後
・ <u>第 1 水曜日・第 3 水曜日</u> ・12 月 29 日～翌年 1 月 3 日	・ <u>水曜日</u> ・12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

(4) 指定管理者制度の導入

隣接する大入島食彩館とマリンハウス海人夏館とを併せて指定管理者が管理できるようにするため、次のとおり指定管理者制度の導入に係る規定を新たに定める（改正後の第 14 条から第 20 条まで追加関係）。

- ア 指定管理者による管理（第 14 条）
- イ 指定管理者が行う業務（第 15 条）
- ウ 指定管理者の管理指定期間（第 16 条）
- エ 利用料金（第 17 条）
- オ 利用料金の減免（第 18 条）
- カ 利用料金の不還付（第 19 条）
- キ 管理の基準（第 20 条）

(5) 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日（指定管理者の指定等の準備行為は、公布の日）

（担当課：観光・国際交流課）

議案第 41 号

佐伯市グリーンパーク直川条例の一部改正について (議案書 66 ページ)

佐伯市グリーンパーク直川について、条例に規定している施設の区分・構成や利用料金等が分かりにくいという御意見を頂いたことを受け、これらを改善するため規定の整備を行うとともに、指定管理者が社会情勢に応じて利用料金を設定することができるようにするため、利用料金の上限額の改定を行おうとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 遊休施設の廃止

次の表の左欄に掲げる施設を、同表の右欄に掲げる理由により廃止する(別表第 1 及び別表第 2 改正関係)。

廃止施設	廃止理由
従業員休憩施設	施設が老朽化しており、近年、利用実績がないため
芝スキー場	イノシシによる被害を頻繁に受け、利用できる状態を維持できないため

(2) 分かりにくい施設名の変更

現行の「トレーニングセンター」は、トレーニング器具を備えた施設とゴルフボールを打つ練習場の総称で分かりにくいため、これを明確にするため、「トレーニングルーム」と「ゴルフ練習場」に改める(別表第 1 から別表第 3 まで改正関係)。

(3) 利用時間の変更

上記(2)の施設の利用時間は、「午前 9 時から午後 10 時まで」となっているが、利用状況を勘案し、現行では、利用時間を午後 9 時まで短縮している状況が恒常化しているため、実態に合わせて午後 10 時までの利用時間を午後 9 時までに改める(別表第 2 改正関係)。

(4) 利用料金の上限額の改定

指定管理者が社会情勢に応じて利用料金を設定することができるようするため、利用料金の上限額を次のとおり改定する(別表第 3 改正関係)。

施設	区分	改定前	改定後
ゴルフ場(休日)	1 人 1 ラウンド (9 ホール 2 回)	3,130 円	4,000 円
ゴルフ場(平日)		2,080 円	3,000 円
トレーニングルーム (現トレーニングセンター)	1 人 1 回	200 円	300 円
ゴルフ練習場 (現トレーニングセンター)	1 人 1 回(入場料)	200 円	300 円

(5) 施行期日

公布の日

(担当課：観光・国際交流課)

議案第 42 号

佐伯市多目的集会施設等条例の一部改正について

(議案書 68 ページ)

佐伯市床木 2 地区活動促進施設を、令和 8 年 4 月 1 日に廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 施設の名称等に係る規定の削除

集会施設及び地区集会所に類する施設については、佐伯市公共施設等総合管理計画において、「新規整備はしない。地区譲渡を進めていく。」との方針が定められており、地区譲渡について、地区との協議を進めてきた。

今回、床木 2 区が施設の譲渡受入れを決定し、令和 7 年 12 月に当該地区から市に対し、無償譲渡申請書の提出がなされた。

これに伴い、佐伯市床木 2 地区活動促進施設の名称及び位置の規定を削除する（第 2 条の表改正関係）。

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(担当課：農政課)

議案第 43 号

財産の無償譲渡について（佐伯市床木 2 地区活動促進施設）

(議案書 69 ページ)

地域振興を図るため、佐伯市床木 2 地区活動促進施設を床木 2 区に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

(1) 無償譲渡する財産（建物）

名称	所在	構造	床面積
佐伯市床木 2 地区活動促進施設	佐伯市弥生大字床木字柿の木 2681 番地 1	木造瓦ぶき平家建	160.28 m ²

(2) 無償譲渡の相手方

佐伯市弥生大字床木 2681 番地 1

床木 2 区 区長 古本 正男

(3) 無償譲渡の目的

床木 2 区が、佐伯市床木 2 地区活動促進施設を地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

(担当課：農政課)

議案第 44 号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

(議案書 72 ページ)

「佐伯市鶴見海望パーク条例」、「佐伯市宇目酒利交流施設条例」、「佐伯市宇目しいたけ団地条例」及び「佐伯市グリーンピア大越条例」を廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 佐伯市鶴見海望パーク条例の廃止

佐伯市鶴見海望パークは、前指定管理者の指定を取り消した後、現在まで休業の状態が続いているが、その間 2 度にわたり指定管理者を公募したもの応募者がなく、今後において指定管理者による管理運営が見込めないことから、「佐伯市鶴見海望パーク条例」を廃止する（本則第 93 号追加関係）。

(2) 佐伯市宇目酒利交流施設条例の廃止

佐伯市宇目酒利交流施設は、酒利区の集会施設として利用されているが、集会施設及び地区集会所に類する施設については、佐伯市公共施設等総合管理計画において、「新規整備はしない。地区譲渡を進めていく。」との方針が定められており、地区譲渡について、地区との協議を進めてきた。

今回、酒利区が施設の譲渡受入れを決定し、令和 7 年 6 月に当該地区から市に対し、無償譲渡申請書の提出がなされたことに伴い、現指定管理期間の満了をもって、「佐伯市宇目酒利交流施設条例」を廃止する（本則第 96 号追加関係）。

(3) 佐伯市宇目しいたけ団地条例の廃止

佐伯市宇目しいたけ団地は、椎茸産業の振興及び後継者の確保を図るため、旧宇目町が整備した施設であるが、整備後 25 年を経過し、設置時の目的を一定程度達したほか、施設の老朽化により、今後も施設を維持管理するためには設備の更新等に多額の費用を要するため、現指定管理期間の満了をもって、「佐伯市宇目しいたけ団地条例」を廃止する（本則第 97 号追加関係）。

(4) 佐伯市グリーンピア大越条例の廃止

佐伯市グリーンピア大越は、研修・宿泊施設、大越区の集会施設等として利用されてきたが、整備後 35 年を経過し、施設の老朽化により、近年は、研修や宿泊での利用が減少し、大越区の集会施設としての利用が主となっていることから、現指定管理期間の満了をもって、「佐伯市グリーンピア大越条例」を廃止する（本則第 98 号追加関係）。

(5) 施行期日

- ① 上記（1） 公布の日
- ② 上記（2）から（4）まで 令和 8 年 4 月 1 日
(担当課：上記（1）については観光・国際交流課、
上記（2）から（4）までについては林業課)

議案第 45 号

財産の無償譲渡について（佐伯市宇目酒利交流施設）

（議案書 74 ページ）

地域振興を図るため、佐伯市宇目酒利交流施設を酒利区に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

（1）無償譲渡する財産（建物）

名称	所在	構造	床面積
佐伯市宇目酒利 交流施設	佐伯市宇目大字千束字弓久 3286 番地 4、3286 番地 1	木造瓦ぶ き平家建	205.55 m ²

（2）無償譲渡の相手方

佐伯市宇目大字千束 3286 番地 13

酒利区 区長 佐藤 和夫

（3）無償譲渡の目的

酒利区が、佐伯市宇目酒利交流施設を地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

（担当課：林業課）

議案第 46 号

佐伯市林業集会施設条例の一部改正について (議案書 77 ページ)

佐伯市岸河内地区林業集会センター及び佐伯市永野地区林業集会センターを、令和 8 年 4 月 1 日に廃止しようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 施設の名称等に係る規定の削除

集会施設及び地区集会所に類する施設については、佐伯市公共施設等総合管理計画において、「新規整備はしない。地区譲渡を進めていく。」との方針が定められており、地区譲渡について、地区との協議を進めてきた。

今回、岸河内区自治会及び木立永野区自治会が施設の譲渡受入れを決定し、岸河内区自治会にあっては令和 7 年 8 月に、木立永野区自治会にあっては同年 10 月に市に対し、無償譲渡申請書の提出がなされた。

これに伴い、佐伯市岸河内地区林業集会センター及び佐伯市永野地区林業集会センターの名称、位置及び対象区域の規定を削除する（第 2 条の表改正関係）。

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(担当課：林業課)

議案第 47 号

財産の無償譲渡について（佐伯市岸河内地区林業集会センター） (議案書 78 ページ)

地域振興を図るため、佐伯市岸河内地区林業集会センターを岸河内区自治会に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるとするものである。

(1) 無償譲渡する財産（建物）

名称	所在	構造	床面積
佐伯市岸河内地区 林業集会センター	佐伯市大字長谷字 工屋 4061 番地 1	木造セメント瓦ぶ き平家建	169.98 m ²

(2) 無償譲渡の相手方

佐伯市大字長谷 4061 番地 1
岸河内区自治会 会長 梶川 徳弘

(3) 無償譲渡の目的

岸河内区自治会が、佐伯市岸河内地区林業集会センターを地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

(担当課：林業課)

議案第 48 号

財産の無償譲渡について（佐伯市永野地区林業集会センター及びその用地） (議案書 81 ページ)

地域振興を図るため、佐伯市永野地区林業集会センター及びその用地を木立永野区自治会に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるとするものである。

(1) 無償譲渡する財産

ア 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市大字木立字永野	1929 番 3	宅地	347.90 m ²
佐伯市大字木立字永野	1930 番 1	宅地	94.04 m ²
佐伯市大字木立字永野	1930 番 2	宅地	14.73 m ²

イ 建物

名称	所在	構造	床面積
佐伯市永野地区林業集会センター	佐伯市大字木立字永野 1929 番地 3、1930 番地 1	木造瓦ぶき 平家建	109.30 m ²

(2) 無償譲渡の相手方

佐伯市大字木立 1930 番地 1
木立永野区自治会 会長 山中 和也

(3) 無償譲渡の目的

木立永野区自治会が、佐伯市永野地区林業集会センターを地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

(担当課：林業課)

議案第 49 号

佐伯市公設水産地方卸売市場条例の一部改正について (議案書 84 ページ)

卸売市場法の一部改正に伴い、卸売市場において取り扱う指定飲食料品等の公表等に係る規定を整備するほか、市場使用料の納付期限等に係る規定を整備しようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 指定飲食料品等の公表等に係る規定の整備

食料の安定的な供給に向け、生産者から始まる流通過程に際して、合理的な費用を考慮した価格形成が行われるように、卸売市場法等が改正された。

これを受け、次の事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することについて、市場の業務規程（条例）に加えることが義務化されたことに伴い、これらの規定を新たに定める（第4条第2項及び第41条第3項追加関係）。

ア 国が指定した食品（指定飲食料品等）のリスト

取引において国が指定した持続的な供給に要するコストが分かりにくい食品のうち、市場内での取扱いがある品目

イ コスト指標

国が指定した食品に対する、生産・出荷・流通等に要する費用を数値化した指標

ウ 事業者の努力義務

① 取引相手から、費用等の考慮を求める事由（コスト指標）等を示して協議の申出があった場合、誠実に協議に応じること。

② 取引相手から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協議を行うこと。

(2) 使用料の納付期限等に係る規定の整備

令和7年9月定例会に提出した「令和6年度佐伯市地方卸売市場事業会計決算の認定」に係る監査委員の意見書において、「佐伯市公設水産地方卸売市場条例は、本市の地方卸売市場事業における収入となる市場使用料について定めているところ、当該使用料の確定時期及び納入期日の規定が見当たらぬ。収入金額の確定時期は収入金額計上時期を確定する上で、また、納入期日は債権の確実な回収のために重要な要件であることから条例上明確にされたい。」旨の指摘を受けた。

このことから、次のとおり、使用料の納付期限等に係る規定を新たに定める（改正後の第69条第2項追加関係）。

使用料の種類	納付期限等
卸売業者使用料	使用した月分をその翌月の末日までに納付しなければならない。
買受人個室使用料	使用した月分をその月の末日までに納付しなければならない。

(3) 施行期日

- ① 上記（1） 令和8年4月1日
- ② 上記（2） 公布の日

(担当課：水産課)

議案第 50 号

財産の無償譲渡について（佐伯市直川地域コミュニティセンター仁田原分館及びその用地）

（議案書 86 ページ）

佐伯市直川地域コミュニティセンター仁田原分館は、大分県が水害対策を目的として進めている久留須川河川改修工事の施工に伴い、当該分館の一部が当該施工範囲となることから、令和 7 年 9 月定例会において、令和 8 年 4 月 1 日を施行期日として設置条例の一部改正を行い、廃止が決定している施設である。

用途廃止後の施設利用については、令和 7 年 1 月に佐伯市直川仁田原地区会において決議された「当該分館は必要ない。」との結論を受け、当該地区会への無償譲渡は行わず、「当該分館を市が解体し、建て替えは行わない。」ことを市の方針として決定していた。

その後、当該地区会の構成団体である岸の上自治会から当該分館の無償譲渡の申出があったが、本件は当該分館の原状復帰の観点から、対象団体を佐伯市直川仁田原地区会に限定し、岸の上自治会への無償譲渡は行わないこととしていた。

しかしながら、当該地区会の役員等と協議をする中で、「先般の決議については、十分議論する時間がなかった。もう少し時間があれば結果は違っていた。」、「譲渡先を当該地区会に限定することが分かっていれば、結果は変わっていた。」等の御意見を頂き、これを市として真摯に受け止め、検討した結果、再度、当該地区会において無償譲渡を受ける旨の決議がなされれば、市はそれに応じることとした。

これを受け、当該地区会において、再度、全世帯を対象に説明及び書面決議を行った結果、「当該分館は必要である。」との結論に至り、令和 8 年 1 月に市に対し、無償譲渡申請書の提出がなされた。

これらのことから、地域振興を図るため、佐伯市直川地域コミュニティセンター仁田原分館を佐伯市直川仁田原地区会に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるとするものである。

（1）無償譲渡する財産

ア 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市直川大字仁田原字亀ヶ原	1158 番	雑種地	1156.00 m ²
佐伯市直川大字仁田原字亀ヶ原	1159 番	雑種地	452.00 m ²

イ 建物

名称	所在	構造	床面積
佐伯市直川地域コミュニティセンター仁田原分館	佐伯市直川大字仁田原字亀ヶ原 1158 番地	木造瓦ぶき平家建	245.86 m ²

（2）無償譲渡の相手方

佐伯市直川大字仁田原 1158 番地

佐伯市直川仁田原地区会 会長 櫻井 米士

（3）無償譲渡の目的

佐伯市直川仁田原地区会が、佐伯市直川地域コミュニティセンター仁田原分館を地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

（担当課：コミュニティ創生課）

議案第 51 号

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鶴見大字中越浦） (議案書 89 ページ)

本市が実施した猿戸漁港施設の整備に係る公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものである。

- (1) **埋立ての場所** 佐伯市鶴見大字中越浦字広浦 639 番 8, 639 番 17, 639 番 16, 639 番 18, 642 番 11 及び 642 番 2 地先の道路先、642 番 5、642 番 3 及び 647 番の地先の公有水面
- (2) **埋立地の用途** 護岸敷、物揚場敷、道路用地、漁具保管修理施設用地、野積場用地及び水路用地
- (3) **埋立地の面積** 3,960.48 m²
- (4) **編入する字** 鶴見大字中越浦字広浦

(担当課：水産課)

議案第 52 号

佐伯市税条例の一部改正について (議案書 93 ページ)

地方税法の一部改正に伴い、公示送達の方法を見直そうとするものである。

＜主な改正の内容＞

- (1) **公示送達の方法の見直し**
納税通知書等の書類の送達先が不明な場合等に、市の掲示場に必要事項を掲示することで書類の送達があったものとみなす「公示送達」について、現行の紙を掲示する方法に代えて、デジタル技術を活用したインターネットを利用する方法に改め、現行の紙の掲示又は市の事務所に設置したパソコン画面等への表示のいずれかの方法も併せて行うこととする（第 18 条改正関係）。
- (2) **施行期日**
地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(担当課：税務課)

議案第 53 号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について (議案書 94 ページ)

地方税法等の一部改正に伴い、現行の国民健康保険税の課税額に加えて、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を賦課することとするほか、現行の国民健康保険税の税率の調整等を行おうとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額の新設

地方税法等の一部改正により、少子化対策として実施される「児童手当の拡充」、「妊婦のための支援給付」、「子ども誰でも通園制度」、「出生後休業支援給付」、「育児時短就業給付」及び「育児期間中の国民年金保険料免除」の財源に充てるため、各保険者が現行の保険料に上乗せして子ども・子育て支援金を被保険者から徴収することとなった。

これに伴い、子ども・子育て支援納付金課税額を次のとおり新たに定める
(第 9 条の 3 から第 9 条の 6 まで追加関係)。

【国民健康保険税の計算方法】

基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額	子ども・子育て支援納付金課税額
所得割額 均等割額 平等割額	所得割額 均等割額 平等割額	所得割額 均等割額 平等割額	所得割額 均等割額 平等割額 18 歳以上均等割額

今回追加

【子ども・子育て支援納付金課税額】

所得割額	均等割額	平等割額	18 歳以上均等割額
0.32% (0.32%)	990 円 (992 円)	620 円 (624 円)	40 円 (43 円)

※上表の額には、低所得者等に係る軽減措置が現行の算定と同様に適用される。

※ () 内は、県が示す標準保険料率

(2) 現行の国民健康保険税の税率の調整

国民健康保険税の税率については、毎年度都道府県から市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値として市町村標準保険料率が示されるが、この市町村標準保険料率で本市の国民健康保険税を算出した場合と現行の税率で算出した場合とで基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に差が生じており、本来 40 歳から 64 歳までの被保険者に係る介護納付金課税額として必要な額を基礎課税額から賄う等の制度上の不均衡が生じている。

この状況を是正するため、次のとおり税率の調整を行う（第 3 条から第 9 条の 2 まで改正関係）。

		所得割額	均等割額	平等割額
基礎課税額	①改正後	<u>8.05%</u>	<u>23,000 円</u>	<u>18,800 円</u>
	②現行	9.50%	26,000 円	23,000 円
	差額①-②	<u>△1.45%</u>	<u>△3,000 円</u>	<u>△4,200 円</u>
	標準保険料率	8.30%	25,895 円	16,428 円
後期高齢者支援金等課税額	①改正後	<u>3.20%</u>	<u>9,500 円</u>	<u>7,200 円</u>
	②現行	2.16%	6,600 円	5,100 円
	差額①-②	<u>1.04%</u>	<u>2,900 円</u>	<u>2,100 円</u>
	標準保険料率	3.39%	10,573 円	6,708 円
介護納付金課税額	①改正後	<u>2.24%</u>	<u>9,400 円</u>	<u>4,400 円</u>
	②現行	1.83%	7,900 円	4,500 円
	差額①-②	<u>0.41%</u>	<u>1,500 円</u>	<u>△100 円</u>
	標準保険料率	2.96%	10,508 円	5,248 円
差額合計（基礎+後期+介護）		<u>0.00%</u>	<u>1,400 円</u>	<u>△2,200 円</u>

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免に係る規定の削除

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、その申請期間が令和 5 年 12 月 31 日で満了しているため、当該規定を削除する（附則第 17 項及び第 18 項削除関係）。

(4) 施行期日

- ① 上記（1）及び（2） 令和 8 年 4 月 1 日
- ② 上記（3） 公布の日

（担当課：保険年金課）

議案第 54 号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

(議案書 99 ページ)

「佐伯市史編さん委員会条例」、「佐伯市国民健康保険診療所財政調整基金条例」及び「佐伯市国民健康保険出産費資金貸付基金条例」を廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 佐伯市史編さん委員会条例の廃止

佐伯市史編さん委員会は、佐伯市史の編さんを効果的かつ効率的に推進するため設置した佐伯市教育委員会の附属機関であるが、当該機関の所掌事務に係る調査審議が終了したことから、「佐伯市史編さん委員会条例」を廃止する（本則第 94 号追加関係）。

(2) 佐伯市国民健康保険診療所財政調整基金条例の廃止

佐伯市国民健康保険診療所財政調整基金は、合併前の佐伯市、本匠村、鶴見町及び蒲江町が運営していた診療所に係る基金を、合併後の佐伯市が引き継ぎ、基金として積み立て、国民健康保険診療所の改築、医療機械器具等の整備の経費に充てていたが、令和 7 年度末で基金残高がなくなる見込みであること及び国民健康保険診療所の運営に関し今後の基金の積立ても見込まれないことから、「佐伯市国民健康保険診療所財政調整基金条例」を廃止する（本則第 99 号追加関係）。

(3) 佐伯市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止

佐伯市国民健康保険出産費資金貸付基金は、出産費資金の貸付けを必要とする被保険者等に対し当該貸付けを行うための費用を積み立てている基金であるが、出産育児一時金の直接支払制度の定着により、被保険者等が出産に係る資金を事前に用意する必要がなくなってきたため、平成 19 年度以降、当該貸付制度の利用実績がなく、今後の利用も見込まれないことから、「佐伯市国民健康保険出産費資金貸付基金条例」を廃止する（本則第 100 号追加関係）。

(4) 施行期日

- ① 上記（1） 公布の日
- ② 上記（2）及び（3） 令和 8 年 4 月 1 日

(担当課：上記（1）については社会教育課、
上記（2）及び（3）については保険年金課)

議案第 55 号

佐伯市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について (議案書 101 ページ)

本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した方の遺族に対して支給する災害弔慰金や災害により重度の障がいを受けた方に対して支給する災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）等について定めたものである。

同法では、この災害弔慰金等を支給するに当たり、自然災害による死亡又は障がいであるか否かの判定が困難な場合等に、医師や弁護士等の有識者による調査審議を行い、支給決定が迅速になされるよう、市町村ごとに審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされている。

近年、大規模な自然災害が頻発している中において、改めて国から、当該機関の設置について条例を整備するよう求められたことから、当該機関の設置について規定の整備をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 合議制の機関の設置

次に掲げる合議制の機関を設置する（改正後の第 5 章追加関係）。

- ア **名称** 佐伯市災害弔慰金等支給審査委員会
- イ **組織** 委員 5 人以内
- ウ **構成** 医師、弁護士その他市長が必要と認める者の中から市長が委嘱し、又は任命するもの
- エ **任期** 3 年

(2) 「佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」 の一部改正（附則第 2 項による改正）

上記（1）の佐伯市災害弔慰金等支給審査委員会委員に対する報酬を「日額 1 万 5,000 円」として新たに定める（別表第 1 改正関係）。

(3) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

（担当課：社会福祉課）

議案第 56 号

佐伯市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(議案書 103 ページ)

児童福祉法等の一部改正により、保護者の就労等の要件を問わず、保育所等に通っていない生後 6 か月から満 3 歳未満までの乳幼児が保育所等を柔軟に利用することができる「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」が新設された。

児童福祉法の規定により、当該事業の設備及び運営に関する基準（以下「認可基準」という。）については、国が定める基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）を踏まえ、条例で定めなければならないため、令和 7 年 12 月定例会において、「佐伯市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について議決を受けたところである。

当該事業を行う事業者は、この認可基準を満たすことを前提としながら、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められ、この運営に関する基準を満たしていることの確認は、国が定める基準（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）を踏まえて定めた条例に基づき行うこととされている。

今回、国において、この特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が制定されたことに伴い、新たに条例を制定しようとするものである。

＜条例の主な内容＞

(1) 条例で定める主な事項

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

- ・趣旨（第 1 条）
- ・事業者の一般原則（第 2 条）

※ 市の独自規定：暴力団関係者の支配を受けた運営の禁止（第 2 条第 2 項）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（第 3 条～第 32 条）

- ・利用定員に関する基準（第 3 条）
- ・保護者との面談（第 4 条）
- ・正当な理由のない提供拒否の禁止（第 5 条）
- ・あっせん及び要請に対する協力（第 6 条）
- ・乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認（第 7 条）
- ・乳児等支援給付認定の申請に係る援助（第 8 条）
- ・心身の状況等の把握（第 9 条）
- ・特定教育・保育施設等との連携（第 10 条）
- ・特定乳児等通園支援の提供の記録（第 11 条）
- ・支払（第 12 条）
- ・乳児等支援給付費の額に係る通知等（第 13 条）
- ・特定乳児等通園支援の取扱方針（第 14 条）
- ・特定乳児等通園支援に関する評価等（第 15 条）
- ・相談及び援助（第 16 条）

- ・緊急時等の対応（第 17 条）
- ・乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知（第 18 条）
- ・運営規程（第 19 条）
- ・勤務体制の確保等（第 20 条）
- ・利用定員の遵守（第 21 条）
- ・掲示等（第 22 条）
- ・乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則（第 23 条）
- ・虐待等の禁止（第 24 条）
- ・秘密保持等（第 25 条）
- ・情報の提供等（第 26 条）
- ・利益供与等の禁止（第 27 条）
- ・苦情解決（第 28 条）
- ・地域との連携等（第 29 条）
- ・事故発生の防止及び発生時の対応（第 30 条）
- ・会計の区分（第 31 条）
- ・記録の整備等（第 32 条）

第 3 章 雜則（第 33 条）

電磁的記録等（第 33 条）

（2） 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

（担当課：こども福祉課）

議案第 57 号

佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について

(議案書 113 ページ)

尾浦集会所を、令和 8 年 4 月 1 日に廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 施設の名称等に係る規定の削除

集会施設及び地区集会所に類する施設については、佐伯市公共施設等総合管理計画において、「新規整備はしない。地区譲渡を進めていく。」との方針が定められており、地区譲渡について、地区との協議を進めてきた。

今回、尾浦地区が施設の譲渡受入れを決定し、令和 7 年 11 月に当該地区から市に対し、無償譲渡申請書の提出がなされた。

これに伴い、尾浦集会所の名称及び位置の規定を削除する（第 2 条の表改正関係）。

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(担当課：社会教育課)

議案第 58 号

尾浦集会所の指定管理者の指定の期間の変更について

(議案書 114 ページ)

尾浦集会所の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

尾浦集会所の指定管理者については、令和 4 年 12 月定例会において、尾浦地区がその指定の期間を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」とすることとして議決を受けたところである。

しかし、議案第 57 号の改正の内容（1）に記載のとおり、当該施設の無償譲渡申請書が提出され、あわせて、当該施設の無償譲渡に係る指定管理者の指定期間の変更同意書が提出された。

これに伴い、当該指定管理者の指定の期間の末日を、当該施設の用途廃止の日（議案第 57 号の条例の施行期日）の前日に変更することについて、議会の議決を求めようとするものである。

<指定管理者の指定の期間の変更内容>

項目	指定の期間
変更前	令和 5 年 4 月 1 日～ <u>令和 10 年 3 月 31 日</u> （ <u>5 年間</u> ）
変更後	令和 5 年 4 月 1 日～ <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> （ <u>3 年間</u> ）

(担当課：社会教育課)

議案第 59 号

財産の無償譲渡について（尾浦集会所及びその用地）

（議案書 115 ページ）

地域振興を図るため、尾浦集会所及びその用地を尾浦地区に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

（1）無償譲渡する財産

ア 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市蒲江大字畠野浦字真浦	2920 番 5	宅地	68.62 m ²
佐伯市蒲江大字畠野浦字真浦	2920 番 6	宅地	10.04 m ²
佐伯市蒲江大字畠野浦字真浦	2920 番 9	宅地	267.07 m ²
佐伯市蒲江大字畠野浦字真浦	2920 番 10	宅地	34.00 m ²

イ 建物

名称	所在	構造	床面積
尾浦集会所	佐伯市蒲江大字畠野浦字真浦 2920 番地 9、2920 番地 5、2920 番地 9 先	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	180.12 m ²

（2）無償譲渡の相手方

佐伯市蒲江大字畠野浦 2906 番地 7

尾浦地区 会長 山田 新治

（3）無償譲渡の目的

尾浦地区が、尾浦集会所を地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

（担当課：社会教育課）

議案第 60 号

財産の無償譲渡について（旧佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所及びその用地）

（議案書 118 ページ）

令和 5 年 3 月の廃止以降、遊休施設となっていた旧佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所について、丸市尾地区から当該施設及びその用地を地区の集会施設として活用したい旨の申出があり、令和 7 年 11 月に当該地区から市に対し、無償譲渡申請書の提出がなされた。

これに伴い、地域振興を図るため、当該施設及びその用地を当該地区に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

（1）無償譲渡する財産

ア 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市蒲江大字丸市尾浦字地下	601 番 1	宅地	191.53 m ²

イ 建物

名称	所在	構造	床面積
旧佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所	佐伯市蒲江大字丸市尾浦字地下 601 番地 1	木造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	78.41 m ²

（2）無償譲渡の相手方

佐伯市蒲江大字丸市尾浦 617 番地 1

丸市尾地区 区長 中西 晃司

（3）無償譲渡の目的

丸市尾地区が、旧佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所を地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

（担当課：保険年金課）

議案第 61 号

佐伯市教育委員会教育長の任命について（候補者都留俊之） (議案書 121 ページ)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、教育委員会の教育長は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命することとされている。

本市の教育委員会の教育長である宗岡功（むなおか いさお）氏が令和8年3月31日をもって辞職するため、新たに都留俊之（つる としゆき）氏を任命するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

(担当課：総務課)

議案第 62 号

佐伯市監査委員の選任について（候補者和田敏信） (議案書 123 ページ)

地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、選任することとされている。

本市の監査委員（識見を有する者）である、丸山京一郎（まるやま きょういちろう）委員の任期が令和8年3月31日で満了するため、新たに和田敏信（わだ としのぶ）氏を選任するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

(担当課：総務課)

議案第 63 号

佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者甲斐徳人） (議案書 125 ページ)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、教育委員会の委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命することとされている。

本市の教育委員会の委員のうち、平井國政（ひらい くにまさ）委員の任期が令和8年5月20日で満了するため、新たに甲斐徳人（かい のりと）氏を任命するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

(担当課：総務課)

議案第 64 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者汐月良喜） (議案書 127 ページ)

地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会の委員は、議会の同意を得て市長が選任することとなっている。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、汐月良喜（しおつき よしき）委員の任期が令和8年5月26日で満了するため、同委員を再度選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

(担当課：総務課)

議案第 65 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者曾宮由紀恵）

(議案書 129 ページ)

議案第 64 号と同様の議案である。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、北山孝幸（きたやま たかゆき）委員の任期が令和 8 年 5 月 26 日で満了するため、新たに曾宮由紀恵（そみや ゆきえ）氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

（担当課：総務課）

議案第 66 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者田口朗生）

(議案書 131 ページ)

議案第 64 号と同様の議案である。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、田口朗生（たぐち あきお）委員の任期が令和 8 年 5 月 26 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

（担当課：総務課）

議案第 67 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者荒牧貴子）

(議案書 133 ページ)

議案第 64 号と同様の議案である。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、荒牧貴子（あらまき たかこ）委員の任期が令和 8 年 5 月 26 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

（担当課：総務課）

議案第 68 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者木許豪道）

(議案書 135 ページ)

議案第 64 号と同様の議案である。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、木許豪道（きもと ごうどう）委員の任期が令和 8 年 5 月 26 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

（担当課：総務課）

議案第 69 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者小田原里津子）

(議案書 137 ページ)

議案第 64 号と同様の議案である。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、小田原里津子（おだはら りつこ）委員の任期が令和 8 年 7 月 6 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

（担当課：総務課）

諮詢

諮詢第1号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者阿部法春）

（議案書 139 ページ）

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

本市の人権擁護委員のうち甲斐和美（かい かずみ）委員の任期が令和8年6月30日で満了するため、新たに阿部法春（あべ ほうしゅん）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：総務課）

報告事項

第1号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 142 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第1号及び第2号の事項（1件 200万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

- (1) 専決処分日：令和8年1月30日
- (2) 事故の場所：佐伯市米水津大字浦代浦 1239番地2の佐伯市米水津地域コミュニティセンターそばの駐車場
- (3) 相手方：大分市高城新町2番9号
清原 紀男
- (4) 事故の概要：令和7年10月26日午後3時15分頃、佐伯市米水津大字浦代浦 1239番地2の佐伯市米水津地域コミュニティセンターそばの駐車場において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転し、当該駐車場に駐車するため後進していたところ、後方のグラウンド（同日は米水津おさかなまつりの会場）に停車していた相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の後部左側ドア周辺及び当該自動車に積載していたフライヤーその他器具を損傷した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：510,680円（保険適用範囲内）
上記金額の内訳　　車両修理費 117,793円
　　　　　　　　　器具修理費 392,887円

(担当課：建設総務課)